

人材開発助成金（事業展開等リスクニング支援コース）

「事業展開」「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」「グリーン・トランスフォーメーション」とは？

事業展開とは？

新たな製品を製造または商品もしくはサービスを提供すること等により、**新たな分野に進出**することをいいます。

また、**事業や業種を変更**することや、既存の事業の中で製品の製造方法やサービスの**提供方法を変更**する場合も含まれます。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは？

デジタル技術を活用した業務の効率化や、デジタル技術による製品、サービス、ビジネスモデルの変革を行うことをいいます。

たとえば、

- ・ IT ツールや電子契約を利用したペーパーレス化
- ・ QR コード、顔認証を利用することでの**手続の簡略化**

などが DX 化の取組例となります。

グリーン・カーボンニュートラルとは？

事業展開や、企業の省エネへの取組、再生可能エネルギーの活用等により脱炭素（カーボン）化を目指し、温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の排出をゼロにする取組みのことをいいます。

たとえば、

- ・ 化石燃料を使うトラクターでの農薬散布をドローンに変更することで**温室効果ガスの排出を抑える**
- ・ 風力発電や太陽光発電を導入して、**二酸化炭素の排出ゼロに取り組む**

などがグリーン・カーボンニュートラル化の取組例となります。

「事業展開等リスクニング支援コース」の改正情報

「事業展開等リスクニング支援コース」を含めた人材開発支援助成金では、事業主のみなさまにさらに活用していただけるよう、随時支給要領を改正しております。

【令和 5 年 6 月 26 日改正】

- ・ 人材開発支援助成金でも電子申請が可能となりました。
- ・ 電子申請が可能になること等に伴い、支給要領が改正されました。

※電子申請の詳細は [厚生労働省ホームページ](#)でご確認ください。

【令和5年4月1日改正】

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合

① 特定訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・労働生産性向上訓練
- ・若年人材育成訓練
- ・熟練技能育成・承継訓練
- ・認定実習併用職業訓練

② 一般訓練コース

(正規雇用労働者向け)

- ・①特定訓練コースに該当しない訓練

③ 特別育成訓練コース

(有期契約労働者等向け)

- ・一般職業訓練
- ・有期実習型訓練

統合

人材育成支援コース

・人材育成訓練

職務に関連した知識や技能を習得させるためのOFF-JTを10時間以上行った場合に助成

・認定実習併用職業訓練

中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

・有期実習型訓練

有期契約労働者等の正社員への転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を行った場合に助成

- 有期実習型訓練を除き、雇用形態を問わず訓練の受講が可能となりました。
- OFF-JTの最低訓練時間は10時間以上に統一されました。
- 有期契約労働者等を正社員化した場合の助成率は、引き続き高率助成としています。

2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、マナビDX^(※)に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更(各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する方法に変更しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

令和5年度より「生産性要件」は廃止され 「賃金要件」及び「資格等手当要件」を新設します

令和4年度までは、生産性を向上させた事業主に対して助成額の加算を行っていましたが、企業における付加価値の向上を労働者に賃上げとして還元し、さらなる雇用の安定を実現するため、令和5年度からは「賃金要件」及び「資格等手当要件」により助成額の加算を行います。「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合は、別途申請を行うことで、**訓練経費についてはプラス15%等の加算分を追加で受給**することができます。

賃金要件

毎月決まって支払われる賃金（基本給及び諸手当）について、**訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させていること**。なお、賃金が5%以上増加していることについては、対象労働者ごとに、賃金改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が5%以上増加していること。

資格等手当要件

資格等手当（毎月決まって支払われる手当）の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、**訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること**。なお、資格等手当の支払いにより賃金が3%以上増加していることについては、対象労働者ごとに資格等手当支払い後3か月間と資格等手当支払い前3か月間の賃金総額を比較して、全ての対象労働者の賃金が3%以上増加していること。

支給申請期限

全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3か月間継続して支払った日の翌日から起算して5か月以内に、割増助成分を別途申請。

- ※ 加算の対象となるコースや加算率（額）については、各コースのパンフレットをご覧ください。
- ※ 制度導入助成である教育訓練休暇等付与コース及び人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度）における賃金要件及び資格等手当要件は、上記に記載の要件と異なりますので、詳細版パンフレットでご確認ください。
- ※ 毎月決まって支払われる賃金や資格等手当の支払後、合理的な理由なく当該賃金や手当を引き下げる場合等は加算の対象となりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



支給要領・チェックリストなどはこちら

【支給要領】

- [「事業展開等リスクリング支援コース」支給要領](#) (R5.6.26～)
- [「事業展開等リスクリング支援コース」支給要領](#) (R5.4.1～R5.6.25)
- [「事業展開等リスクリング支援コース」支給要領](#) (R4.12.2～R5.3.31)

【申請様式】

- [申請様式](#) (R5.6.26以降)

※厚生労働省のホームページへ移動します

※ページ下部の(4)が「事業展開等リスクリング支援コース」の様式となります。

- [申請様式](#) (R5.4.1～R5.6.25に提出した計画届)

※厚生労働省のホームページへ移動します

※ページ下部の(4)が「事業展開等リスクリング支援コース」の様式となります。

- [申請様式](#) (R4.12.2～R5.3.31に提出した計画届)

※厚生労働省のホームページへ移動します

※ページ下部の(5)が「事業展開等リスクリング支援コース」の様式となります。

- [チェックリスト](#)

- [雇用関係助成金共通要領](#)

人材開発支援助成金のその他のコースについては [厚生労働省ホームページ](#) をご覧ください。

受給額試算

二等無人航空機操縦士基本コース(オンライン学科)+目視内限定解除を受講した

中小企業受講者1名の場合 341,000円(実技:12h 終了審査×2)

賃金助成: 960円 × 14h(実技) = **13,440円**

訓練助成: 341,000円 × 75% = **255,750円**

助成金受給額

計 **269,190 円** (税込)

実質負担額

スクール受講料 341,000 円(24h) — 助成金受給額 269,190 円 = **71,810 円** (税込)

人材開発支援助成金制度を利用すると、受講料は実質約 **21%**になります。

※各事業所によって受給額が変わりますのでお近くの労働基準局へご相談ください。